

ご存知ですか?

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

国民年金

〈問合先〉岐阜南年金事務所
☎273-6161

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

【対象となる学生】

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校や各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方。夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

【学生納付特例の承認期間】

4月から翌年3月まで

※次の年度も在学予定である場合、4月に再申請の用紙が郵送されてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入しご返送ください。

また、学生でない20歳から50歳未満の方は、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障がいが残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。



消防署

火の用心

羽島郡広域連合 ☎388-1198

地震から命を守る心得

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、死者の7割以上が建物の倒壊、家具の転倒による、窒息・圧死でした。今後、南海トラフ地震が予測されていますが、住宅の耐震化以外に私たちが簡単にできる地震対策として、家具類の転倒・落下防止の方法や、安全な家具の配置方法を紹介します。

1. 家具類の転倒・落下防止の方法

- ①L型金具やベルト式の器具を、間柱などにネジで固定する
- ②家具の上部と天井のすき間を、ポール式器具(つっぱり棒)などで固定する
- ③家具の下に、ストッパーや粘着マットを使用する
- ④家具の上に重い物や割れやすい物を置かない

⑤ガラスの破損や収容物の飛び出しを防止するため、ガラス飛散防止フィルムを貼る

2. 安全な家具の配置方法

- ①部屋の出入り口付近や廊下、階段などに家具を置かない
- ②就寝位置は、家具の高さ分だけ離すか、家具の側方にする
- ③普段よく人がいる場所の周りに背の高い家具を置かない
- ④地震時の出火を防ぐため、火気の周辺に家具を置かない

これらの転倒・落下防止や家具の配置を見なおすことにより被害を最小限に抑えることができます。

普段私たちの生活を彩る家具を凶器にしないためにも、防災の知識をしっかりと学び、安心して暮らせる住まいにしましょう。

